

ほうしん
国分寺市任意帯状疱疹予防接種費用助成制度のご案内
(要事前申請)

入院等の理由により、国分寺市内の実施指定医療機関以外の医療機関で任意帯状疱疹予防接種を受けることを希望し、事前手続を行った上で接種を受けた市民に対し、その費用の一部を助成します。

【対象者】 次の（１）（２）の全てに該当する方

- （１）国分寺市に住民登録があり、申込時に 50 歳以上の方
- （２）過去に国分寺市任意帯状疱疹予防接種事業で助成を受けたことがない方

【助成金上限額】

以下の表をご参照ください。

接種費用が以下の金額を下回る場合は、接種費用が上限額となります。

	一般	被生活保護世帯に属する方等※
不活化ワクチン	10,000 円× 2 回	23,000 円× 2 回
生ワクチン	5,000 円× 1 回	9,000 円× 1 回

※ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている世帯に属する者のこと。

【注意事項】

- ・助成金を受け取るためには、予防接種を受ける前と受けた後の合計 2 回の申請が必要です。
- ・予防接種を受ける前に申請をしていない場合は、助成金を受けとることができません。
- ・認定された期間及び認定された医療機関以外での予防接種は、助成対象となりません。また、認定されたワクチン以外を接種された場合も、助成対象となりません。
- ・償還払いとなるため、いったん接種費用を全額自己負担する必要があります。接種後の申請後、助成金を振込みます。
- ・医療機関やワクチンの種類を変更される場合は、接種前の申請が再度必要です。

お問い合わせ・申請書等の郵送先

国分寺市 健康部 健康推進課 ☎ 042-321-1801 FAX 042-320-1181
〒185-0024 国分寺市泉町 2-3-8 いずみプラザ内

裏面へ

助成までの流れ（接種前と接種後、合計2回の申請が必要です！）

☆①接種前の手続き☆

次の必要書類を健康推進課（いずみプラザ1階）へ郵送または窓口でご提出ください。

（必要書類）

- 国分寺市任意帯状疱疹予防接種承認申請書兼依頼書発行願



お手続きに1～2週間程かかりますので余裕をもってご申請ください。

国分寺市での審査



承認（不承認）通知書を国分寺市よりお送りします。
承認の場合、依頼書と接種後の手続きに必要な書類を同封します。



認定された医療機関へ依頼書を提出し、予防接種をお受けください。

- ✓依頼書の有効期間内に接種を受けてください。
- ✓接種費用はいったん全額自己負担になります。
- ✓医療機関で領収書と明細書（※1）を受け取ってください。
- ✓接種を受けたことが確認できる書類が必要なため、予診票（写しも可）または接種済み証明書を受け取ってください。接種後の手続きに必要なになります。

☆②接種後の手続き☆

次の必要書類を健康推進課（いずみプラザ1階）へ郵送または窓口でご提出ください。

申請期限は接種日から1年以内

（必要書類）

- 国分寺市任意帯状疱疹予防接種費用助成金交付申請書
（承認通知書に同封されています。）
- 接種を行った医療機関が発行する領収書と明細書の写し（※1）
- 接種を受けたことが確認できる書類の写し（予診票／接種済み証明書）
- 生活保護受給証明書または中国残留邦人等支援証明書の写し（対象者のみ）



国分寺市が内容を審査後、助成金交付（不交付）決定通知書をお送りします。
交付決定した場合、助成金は、助成金交付申請を国分寺市で受け付けた日の翌月末頃に、指定された口座に振り込みます。（交付決定通知書発送から約2週間後）

（※1）明細書は、領収書に接種したワクチンの金額とワクチン名が記載されていない場合に必要。